

2025 年 11 月 12 日（水）
愛知県選挙管理委員会事務局
担 当 増田、村松
内 線 2234、2235
ダイヤル 052-954-6069

**愛西市議会議員補欠選挙における当選の効力に関する審査申立てに
係る裁決について**

令和 7 年 7 月 11 日付けで当委員会になされ、同月 15 日付けで受理した、令和 7 年 4 月 20 日執行の愛西市議会議員補欠選挙における当選の効力に関する審査申立てについて、本日、別添「裁決書（写）」のとおり、審査申立人の当選を無効とした愛西市選挙管理委員会の決定に不合理な点はないと認め、本件申立てを棄却する裁決を行いました。

記

1 審査申立人

永田 千佳

2 裁決の要旨

(1) 主文

本件申立てを棄却する。

(2) 審査申立ての要旨

愛西市選挙管理委員会が令和 7 年 6 月 25 日付けで行った、審査申立人の当選を無効とする決定を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査申立の主な主張

ア 被選挙権における住所要件は、転入等の各種届出の有無を中心に客観的な資料から判断する必要がある。

イ 転入等の手続をして住居を確保し、水道、電気等のライフラインの使用がうかがわれれば、生活の実体があると認められる。

(4) 当委員会の審理結果の要旨

ア 判例上、住所の転入届がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは住所を移転したものと扱うことはできないとされていることから、各種届出の有無を中心に住所を判断することは認められない。

また、審査申立人から、生活の本拠たる実体を積極的に裏付ける証拠の提

出等がされているとまでは認められない。

イ 審査申立人の現住所地での水道、電気、ガスの使用量は著しく少なく、特に水道については使用の事実が認められない期間が相当程度あることなどから、現住所地を生活の本拠として使用していないと言わざるを得ない。

また、審査申立人の証言、証拠物件等から、審査申立人の日常生活の主要な部分のほとんどは前住所地において行われ、日常生活関係の中心は前住所地であったと考えるのが合理的である。

3 裁決までの経過

令和 7 年 4 月 20 日（日）	愛西市議会議員補欠選挙執行
令和 7 年 4 月 24 日（木）	愛西市選挙管理委員会において異議申出書受理
令和 7 年 6 月 25 日（水）	愛西市選挙管理委員会による決定
令和 7 年 7 月 15 日（火）	愛知県選挙管理委員会において審査申立書受理
	※審査申立書に記載された日付は令和 7 年 7 月 11 日
令和 7 年 11 月 12 日（水）	愛知県選挙管理委員会による裁決

4 その他

本件裁決に不服がある者は、裁決書の交付を受けた日又は裁決書の要旨の告示の日から30日以内に、当委員会を被告として名古屋高等裁判所に訴訟を提起することができる（公職選挙法第207条第1項）。

(写)

裁 決 書

審査申立人

愛知県愛西市

永 田 千 佳

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和7年7月11日付けで提出された同年4月20日執行の愛西市議会議員補欠選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、愛知県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

第1 審査申立ての要旨

申立人は、愛西市選挙管理委員会（以下「市委委員会」という。）が行った令和7年6月25日付けの本件選挙における申立人の当選を無効とする決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの裁決を求めるものであって、その理由の要旨は次のとおりである。

- 1 本件決定は、住所要件に広範な裁量が認められていることを前提に、水道、ガス、電気の使用状況のみから生活の本拠たる実体の有無を判断しているが、住所要件の解釈適用に際しては、立候補の自由の制約であることに鑑み、考慮要素の選択、評価の方法等について市委委員会の裁量に限界がある。
- 2 住所要件を定めるに当たっては、転入等、各種届出の有無を中心に客観的な資料から判断する必要がある。
- 3 本件決定は、一方的に異議申出人の主張に^{くみ}与し、居住の実体がないとの結論を決め、結論に適合する資料のみを評価している点に裁量の濫用と逸脱が認められ、違法である。
- 4 住所要件は、地方自治体と全く地縁がない者が地方選挙に立候補することを防止する規定であって、申立人自身、愛西市と深い地縁を有しており、申立人が住所要件を^み充たすとしても、住所要件の趣旨と目的が損なわれることはない。
- 5 住所要件は憲法適合解釈が許され、立候補の自由を制約しないよう、憲法に適合するように解釈する必要がある。

- 6 住所要件を客観的に生活の本拠たる実体を備えているかにより判断するとしても、転入等の手続をして住居を確保しており、ライフラインの使用がうかがわれるのであれば生活の実体が認められ、住所要件を充たす^みと考える。
- 7 以上のことから、本件決定は取り消される必要がある。

第2 市委員会の弁明の要旨

市委員会は、本件審査の申立てを棄却するよう求めるものであって、その理由の要旨は次のとおりである。

- 1 本件決定は、「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である（昭和29年10月20日最高裁判所判決、平成9年8月25日最高裁判所判決）」を始めとした最高裁判所判例等の見解に立った上で、申立人の生活の本拠が現住所地にあったと認められず、住所要件を充たさ^みないと判断したものであって、違法性はない。
- 2 市委員会は、運転免許証の住所変更、国民健康保険の保険証交付、軽自動車の定置場の変更がなされていることを認定しているが、それ自体が直ちに生活の本拠があることを意味するものとはいえず、他方で水道、電気、ガスといった人の日常生活に欠かせないライフラインの使用状況は、生活実体を客観的に示す重要な要素の一つで、その使用量の極端な低さは、生活の本拠たる実体が存在しないことを強く推認させるものであり、本件決定は、より客観的な生活の本拠たる実体を裏付ける証拠を重視して総合的に評価した結果である。
- 3 本件決定に至るまでに、申立人からライフラインの使用状況の説明を裏付ける具体的・客観的な資料は提出されておらず、市委員会に対する口頭意見陳述では、「ほとんど外食であった。」等の簡潔な説明にとどまっている一方で、本件審査の申立てに当たり申立人から提出された陳述書では、新たな事実や主張が加えられており、本件主張を本時点に至って初めて行うことは、主張経過に対して不自然であるといえ、陳述書における主張の信用性は慎重に判断されるべきものである。
- 4 住所要件に関し、申立人自身、愛西市と深い地縁を有し、住所要件を満たすとしても公職選挙法に定める被選挙権の要件の趣旨と目的が損なわれることはないとの申立人の主張について、同要件は、単に地縁の有無を問うものではなく、生活の本拠がなければその要件を充た^みしているとはいえず、本件決定は、住所要件の趣旨・目的に合致するものである。

- 5 本件決定は、住所要件の解釈適用に当たり、最高裁判所の判例が確立した生活の本拠という客観的かつ実体的な基準に厳格に依拠して判断したものであり、憲法上の被選挙権を不当に制約するものではなく、合理的な範囲内での解釈適用である。
- 6 以上のことから、本件決定に違法又は不当な点はなく、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。
- よって、本件審査の申立ては、棄却されるべきである。

第3 当委員会の判断

当委員会は、令和7年7月11日付けで提出された本件審査の申立ての形式的要件を審査したところ、本件審査の申立てが適法なものであると認め、同月15日付けでこれを受理した。

そして、当委員会は、市委員会から弁明書の提出を受け、申立人からは反論書の提出を受け、市委員会及び申立人に質問を実施するとともに証拠物件を徴した。

また、申立人の現住所地及び前住所地の近隣住民並びに申立人から示された証言人への聞き取りを行うなど、慎重に審理を行った。

1 前提

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第10条第1項第5号の規定により、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」は被選挙権を有するとされており、同号の「その選挙権を有する者」は、法第9条第2項の規定により「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者」とされていることから、申立人が本件選挙の被選挙権の要件を満たすためには、本件選挙の選挙期日である令和7年4月20日において、引き続き3か月以上愛西市の区域内に住所を有する必要がある。

2 判断の基準

法第9条第2項の規定の解釈に当たっては、次のとおり裁判例において示されていることから、当委員会は、申立人の住所について、これらの裁判例の見解にのっとり、申立人の主張及び市委員会の弁明並びに下記認定事実を基に実体を判断した。

- (1) 住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されており、法における住所についても「各人の生活の本拠を指す」（昭和29年10月20日最高裁判所判決・平成9年8月25日最

高裁判所判決)。

- (2) 選挙に関しては、「住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである」(昭和 23 年 12 月 18 日最高裁判所判決)。
- (3) 住所の認定に当たっては、「その人の生活にもつとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもつてその者の住所と解す」(昭和 35 年 3 月 22 日最高裁判所判決)。
- (4) 「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない」(平成 9 年 8 月 25 日最高裁判所判決)。
- (5) 各人の生活の本拠を判断するに当たっては、「社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断される」(平成 23 年 12 月 20 日大阪高等裁判所判決)。

3 申立人及び市委員会から提出された物件

(1) 申立人が提出した物件

- ア ミネラルウォーターの購入に関する宅配お届け明細書(令和 6 年 12 月 4 回、令和 7 年 1 月 1 回、同月 2 回、同月 3 回、同月 4 回、同年 2 月 1 回、同月 2 回、同月 3 回、同年 3 月 1 回、同月 2 回、同月 3 回、同月 4 回、同月 5 回、同年 4 月 1 回及び同月 2 回)
- イ ミネラルウォーターの購入に関する宅配請求書(令和 6 年 12 月分、令和 7 年 1 月分、同年 2 月分及び同年 3 月分)
- ウ ミネラルウォーターの購入に関する領収書(令和 7 年 1 月 12 日発送分、同年 2 月 8 日発送分、同年 3 月 9 日発送分、同月 25 日発送分、同月 26 日発送分及び同年 4 月 10 日発送分)
- エ 領収書(前記ウ及び後記トを除く。)
- オ 住民票の写し
- カ 建物賃貸借契約書
- キ 実父の死亡診断書の写し
- ク 実父の訃報通知の写し
- ケ 実父の診療明細書(令和 7 年 3 月 25 日から同月 31 日までの分、同年 4 月 1 日から同月 7 日までの分及び同日から同月 19 日までの分)
- コ 実父の入院診療計画書等

- サ 実父の介護に関する資料
- シ 証人による陳述書（２名分）
- ス 預金通帳の写し（令和２年３月９日から令和７年４月１５日までの取引分及び令和６年１０月２８日から令和７年５月７日までの取引分）
- セ 申立人のインスタグラム投稿の写し
- ソ 国民年金保険料納付書及び領収証書（令和６年１２月分から令和７年３月分まで）
- タ ガソリンの給油状況の資料
- テ 自動車検査証（令和７年１月２７日付け）
- ツ 電気料金の支払関係書類（令和７年１月７日から同年２月７日分）
- テ 上下水道使用量のお知らせ（令和６年１２月から令和７年１月までの分及び同年２月から同年３月までの分）
- ト 愛西市社会福祉協議会賛助会員会費領収書（令和７年５月２日付け）
- ナ クレジットカード請求明細書兼利用明細書（令和７年２月３日支払分、同年３月３日支払分、同年４月２日支払分及び同年５月２日支払分）
- ニ 入居時請求書（令和６年１２月２２日付け）
- ヌ 現住所宛ての郵便葉書（郵送日不明）及び郵便物に係る封筒（令和７年６月６日消印）の写し
- (2) 市委員会が提出した物件
 - ア 稲沢市における水道の使用量に関する資料（令和５年１２月から令和７年４月１５日使用分まで）
 - イ 愛西市における水道の使用量に関する資料（令和７年１月９日から同年５月２１日使用分まで）
 - ウ 稲沢市における電気の使用量に関する資料（令和６年１月調定分から令和７年４月調定分まで）
 - エ 愛西市における電気の使用量に関する資料（令和７年２月調定分から同年５月調定分まで）
 - オ 稲沢市におけるガスの使用量に関する資料（令和６年１月売上入金分から令和７年５月売上入金分まで）
 - カ 愛西市におけるガスの使用量に関する資料（令和７年１月１０日から同年４月２５日使用分まで）
 - キ 申立人による口頭意見陳述の記録
 - ク 申立人の代理人による意見書

- ケ 申立人に係る選挙人名簿登録状況に関する資料(令和7年4月12日現在、同年6月1日現在及び同年9月1日現在)
- コ 申立人の本件選挙に係る立候補届出書及び添付書類
- サ 申立人の本件選挙に係る通称認定申請書、選挙運動公営費に関する契約届出書及び確認申請書、選挙事務所設置届、個人演説会開催申出書並びに選挙立会人となるべき者の届出書
- シ 本件選挙の当選告示、当選結果報告及び選挙録

4 当委員会の認定した事実

(1) 住民登録の状況

申立人は、令和6年12月17日に前住所地から現住所地に転入した旨を、同日、愛西市長に届け出た。

(2) 現住所地における住居の建物賃貸借契約の状況

申立人は、住居用として、令和6年12月26日から令和8年12月25日までを契約期間とし、申立人を賃借人とする建物賃貸借契約を令和6年12月23日に締結した。

(3) 郵便物等の状況

申立人は、愛西市への転入に伴い郵便物の転送届は提出しておらず、また、宅配物の配送先は前住所地としており、令和7年1月15日付けで受付がされた納品書の納品先は前住所地としている。

(4) 令和7年度個人住民税の状況

愛西市長は、住民登録の状況から、申立人に対する令和7年度の個人住民税の賦課決定をしており、申立人は令和7年9月25日時点で納付の期限が到来した分について納付している。

(5) 選挙人名簿の登録の状況

申立人は、令和7年4月12日現在、同年6月1日現在、同年7月2日現在及び同年9月1日現在において、愛西市の選挙人として選挙人名簿に登録されている。

(6) 前住所地及び現住所地の水道、電気及びガスの使用実績

申立人の前住所地及び現住所地の水道、電気及びガスの使用実績は、次のとおりである。

ア 水道の使用実績

(ア) 前住所地

使用期間	使用量
令和5年12月～令和6年2月14日	72m ³
令和6年2月15日～令和6年4月15日	70m ³
令和6年4月16日～令和6年6月14日	65m ³
令和6年6月15日～令和6年8月14日	63m ³
令和6年8月15日～令和6年10月15日	64m ³
令和6年10月16日～令和6年12月17日	61m ³
令和6年12月18日～令和7年2月14日	59m ³
令和7年2月15日～令和7年4月15日	61m ³

(イ) 現住所地

使用期間	使用量
令和7年1月9日～令和7年1月22日	1 m ³
令和7年1月23日～令和7年3月22日	0 m ³
令和7年3月23日～令和7年5月21日	8 m ³

イ 電気の使用実績

(ア) 前住所地

調定年月	使用量
令和6年1月	1,697 kwh
令和6年2月	1,732 kwh
令和6年3月	1,543 kwh
令和6年4月	1,585 kwh
令和6年5月	869 kwh
令和6年6月	791 kwh
令和6年7月	724 kwh
令和6年8月	1,156 kwh
令和6年9月	1,399 kwh
令和6年10月	1,112 kwh
令和6年11月	851 kwh
令和6年12月	1,223 kwh
令和7年1月	1,673 kwh
令和7年2月	1,756 kwh
令和7年3月	1,476 kwh
令和7年4月	1,377 kwh

(イ) 現住所地

調定年月	使用量
令和7年2月	47 kwh
令和7年3月	43 kwh
令和7年4月	71 kwh
令和7年5月	147 kwh

ウ ガスの使用実績

(ア) 前住所地

売上入金日	使用量
令和6年1月12日	2.2m ³
令和6年2月8日	1.3m ³
令和6年3月8日	1.1m ³
令和6年4月9日	1.6m ³
令和6年5月13日	1.6m ³
令和6年6月10日	1.2m ³
令和6年7月8日	1.0m ³
令和6年8月7日	1.1m ³
令和6年9月9日	1.1m ³
令和6年10月8日	1.2m ³
令和6年11月11日	1.5m ³
令和6年12月9日	1.2m ³
令和7年1月10日	1.7m ³
令和7年2月7日	1.4m ³
令和7年3月10日	1.2m ³
令和7年4月9日	1.1m ³
令和7年5月13日	2.3m ³

(イ) 現住所地

使用期間	使用量
令和7年1月10日～令和7年1月25日	0.1m ³
令和7年1月26日～令和7年2月25日	0.0m ³
令和7年2月26日～令和7年3月25日	0.1m ³
令和7年3月26日～令和7年4月25日	0.3m ³

(7) 申立人の陳述等

ア 令和7年6月19日に申立人が市委員会に対して行った口頭意見陳述の要旨は、次のとおりである。

- ・ 申立人は、現住所地を拠点としながら、日中は専ら愛西市内で政治活動に従事している。
- ・ 申立人は、毎日午後3時半頃に第三子を稲沢市内の保育園に迎えに行き、同市内の実家に送り届け、1時間弱程度子らの家事に従事していた。
- ・ 午後7時頃にも、3人の子らの夕食や入浴、また、母親の夕食の世話をするために稲沢市内の実家に訪れていた。このため、現住所地に滞在する時間は、夜間の就寝時及びその前後に付属する短時間であった。
- ・ 現住所地のライフラインの利用頻度が少ないのは、日中は屋外にて生活しており、コンビニなどの利用が多いためであり、選挙期間中、各種政治活動に従事しなければならないことを考えれば、不自然ではない。
- ・ 特殊事情として、実父の容体が悪化し、逝去したことがあり、実父の見舞い、実母へのメンタルケア等、緊急かつやむを得ない事情によって稲沢市の実家や病院を訪れる時間が多かった。このため、令和7年2月はほとんど前住所地に泊まっていた。

イ 本件審査の申立てに当たり申立人が当委員会に提出した陳述書及び当該陳述書の内容について当委員会が行った申立人への質問に対する回答の要旨は、次のとおりである。

- ・ 水道光熱費は少ないが、闘病中の実父との面会や家族との相談のため、病院や前住所地に行く機会が多く、現住所地での活動時間が少なかったこと、政治活動資金の捻出のため節約していたことが理由である。
- ・ 前住所地に夫と子供を置いて単身で政治活動を行ったが、申立人の政治活動に否定的な評価を持つ者の誹謗中傷は多く、自身や家族に危害が及ぶのではないかという日々において、見守りをしてくれる家族がいて、自身もすぐに帰ることができるため、前住所地に子供を置いてくることとした。
- ・ 自炊している時間があまりなく、むしろ付き合いで外食する機会が多かったため、台所のガスコンロは使わずカセットコンロで間に合わせた。
- ・ アトピー症状という健康上の理由から飲み水は全てミネラルウォーターとし、水道水は口にしていない。朝に洗顔をせず、外出が多いためコンビニ等でトイレを済ませ、前住所地で洗濯と入浴をしていた。
- ・ 一生懸命エコロジーかつエコノミーに暮らしていたことで居住実体を

疑われたのは、心外である。水道や電気の使用量はあくまで一資料であり、これによって被選挙権の有無が決せられるとすれば、何のための法律なのかと言いたくなる。

- ・ 令和7年1月15日に前職を退職しており、その時の貯^{たくわ}えで生活し、現住所^じ所地への転入後は申立人の配偶者及び後援者の援助により生活している。
- ・ 令和6年12月17日に現住所^じ所地へ転入したが、入居予定の住宅について修繕が必要であり、入居が遅れた。現住所^じ所地への転入日である同日から、建物賃貸借契約の契約開始日の前日である同月25日までの間、申立人は前住所^じ所地に居住し、生活している。
- ・ 単身赴任や出張が多い仕事もあり、一定の場所^がで起臥することが居住といえるのかは、近年では例外が多く、何が一般的であるかは時代の変遷とともに考え直す必要がある。

(8) 申立人から示された証言人による証言

申立人が本件選挙の選挙期日において引き続き3か月以上愛西市内に住所を有することを証言することができる者として、申立人から提示された証言人2名に対し、令和7年10月2日に当委員会が聞き取りを行ったところ、次の証言を得た。

ア 証言人1（愛西市在住）

- ・ 家が離れており、申立人の現住所^じ所地での生活状況は分からない。
- ・ 近所や職場などで、申立人が来たという話を聞く。
- ・ 少なくとも1日のうち3分の2以上は、政治活動で愛西市内にいたと思う。
- ・ 申立人は愛西市の地理などに詳しく、こういう人に市議会議員になってほしい。
- ・ 水道光熱費だけをもって居住実体を判断するのは、おかしいのではないか。

イ 証言人2（愛西市在住）

- ・ 証言人自身の自宅付近で、夜間に申立人を何度か見かけたことがある。
- ・ 申立人の自宅前を通らないので、車の駐車状況は分からない。
- ・ 現住所^じ所地の当時の班長から、「申立人は忙しいのか、なかなか連絡がつかない。」と聞いた。
- ・ 具体的にいつかは覚えていないが、令和7年3月から同年4月にかけて申立人の自宅に人が出入りしているのを見たので、7割くらいは現住所^じ所地

で生活していたのではないか。

(9) 近隣住民による証言

申立人の前住所地及び現住所地の近隣住民に対し、令和7年9月24日に、令和6年12月から令和7年4月までの間における申立人の前住所地又は現住所地での生活実体等について当委員会が聞き取りを行ったところ、前住所地において5名、現住所地において3名から次の証言を得た。

ア 前住所地

- ・ 申立人と付き合いがあまりなく、転出前からあまり見かけていないため生活実体は分らない。
- ・ 転出以降も、申立人が朝、夕に自動車を運転している姿を何度か見かけた。
- ・ 申立人の前住所地は樹木に囲まれており、申立人の自動車がいつ駐車していたかは分らない。
- ・ 転出以降も、月1回ある集落の集會に申立人が何度か出席しており、なぜ出席するのか不思議に思っていた。
- ・ 申立人には子供が3人おり、前住所地で生活しているのではないか。
- ・ 申立人の父親の介護は申立人の母親がしており、申立人はほとんど介護をしていないと思う。

イ 現住所地

- ・ 夜間に申立人の自宅前を通っても、大抵暗かった。
- ・ 夜間、まれに照明が点いていたが、点いていると珍しいなと思った。
- ・ 令和7年1月中旬に申立人が挨拶に来た。それ以降は、日中にたまに見かけた。
- ・ 令和7年3月末からは見かけたが、それまでは見かけたことがなかった。
- ・ 週2、3回ほど夜間に自動車が駐車しているか見ていたが、駐車されていることはなかった。
- ・ 市議会議員の被選挙権に住所要件があることを知っていたので、意識して見ていたが、少なくとも令和7年3月末までは生活の実体はないと思う。

(10) その他

申立人は、現住所地を住所として、令和6年12月分から令和7年3月分までの国民年金保険を納付している。また、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会に対して賛助会員会費を令和7年5月2日付けで納入し、XXXXXXXXXX自治会に対して公民館加入金を同年2月3日付けで納入している。

5 審理結果

(1) 住所要件の解釈適用について

ア 市委員会の裁量の範囲について

申立人は、市委員会が水道、ガス及び電気の使用状況のみから生活の本拠たる実体の有無を判断しているとする。本件決定において、市委員会は、申立人の水道、ガス及び電気の使用状況に加え、申立人の住民登録の状況、運転免許証の状況、国民健康保険の被保険者証の交付状況等のほか、申立人から提出された申立人の活動範囲を裏付ける資料である領収書、申立人のインスタグラムの記録等からも生活の本拠たる実体の有無を判断していると認められる。その上で、市委員会は、より客観的な生活の本拠たる実体を裏付ける証拠として水道、ガス及び電気の使用状況を重視したとしたものであり、水道、ガス及び電気の使用状況のみから判断したといえないので、申立人の主張に理由はない。

イ 諸種の届出の評価について

申立人による転入届出により、申立人は愛西市に住民登録がされ、当該住民登録により、愛西市長は申立人に対して令和7年度個人住民税の賦課決定をし、市委員会は申立人を愛西市の選挙人名簿に登録するなどしている。また、申立人は、愛西市国民健康保険被保険者証の交付を受け、自家用車の定置場は現住所としているなど諸種の届出をしているとする。住所の認定に当たり、諸種の届出は申立人が主観的に住所を移転させる意思があったことを示すものであるが、前記第3の2(4)のとおり、「住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない」とされていること、さらに、「特に公法関係を伴う住所については、その目的、法律効果などからして、本人の主観的意思をまず第一義的に考うべきものではない（昭和27年4月2日旭川地方裁判所判決）。」とされていることから、単に諸種の届出の有無のみをもって住所を判断すること、また、諸種の届出の有無を中心として住所を判断することは認められない。よって、申立人の主張に理由はない。

ウ 市委員会の裁量の濫用又は逸脱について

申立人は、市委員会が、申立人の居住の実体がないとの結論を決め、結論に適合する資料のみを評価しているとする。しかしながら、本件決定におけ

る市委員会の判断は、第2の2のとおり諸種の届出を含めて判断していること、申立人から市委員会に対して生活の本拠たる実体を積極的に裏付ける証拠の提出や証明がされているとまでは認められないことから、結論に適合する資料のみを評価したとはいえない。また、市委員会が申立人の居住の実体がないとの結論から資料を評価している旨の主張は、その事実を明らかにする資料等の提出はなく、事実として確認されないことから、申立人の憶測に過ぎない。よって、申立人の主張に理由はない。

エ 被選挙権に係る住所要件の趣旨及び目的について

申立人は、住所要件は地方自治体と全く地縁がない者が地方選挙に立候補することを防止する規定であるとし、地縁がある者については住所要件の趣旨と目的を損なうことはないとする。しかし、法が地方公共団体の議会の議員の被選挙権について住所要件を定めているのは、「憲法は、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解される。そして、このような趣旨からすれば、その居住する区域の地方公共団体と緊密な関係を持つに至ったと認められる者について、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させることを認めるのが相当であるとして、(中略)地方公共団体の議決機関である議会の議員についても、一定期間の当該区域への居住という地方公共団体との緊密な関係を重視して住所要件を設け、被選挙権の範囲を定めることも合理性を有するものであるというべきである(令和元年12月19日東京高等裁判所判決、令和2年7月2日最高裁判所判決)。」のであって、当該地方公共団体との地縁ではなく、一定期間の当該地方公共団体の区域への居住を求めているものと解される。よって、申立人の主張に理由はない。

オ 住所要件における憲法適合解釈について

申立人は、住所要件も「可能な限り、憲法の精神に即し、これと調和しうよう合理的に解釈されるべきである(昭和44年4月2日最高裁判所判決)。」などとし、立候補の自由を制約しないよう、住所要件は憲法に適合するように解釈することが求められるとする。しかし、昭和44年4月2日最高裁判所判決は、そもそも住所要件の解釈について判示したものではない。また、住所要件は、前記エのとおり「その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする

る趣旨に出たものと解される」のであって、こうした憲法の趣旨にのっとり解釈することが適当である。よって、申立人の主張に理由はない。

カ 生活の実体に係る要件について

申立人は、転入等の手続をして住居を確保しており、ライフラインの使用がうかがわれるのであれば生活の実体が認められるとする。しかし、住所要件の解釈に当たっては、前記第3の2のとおりであり、申立人の独自の主張に過ぎない。よって、申立人の主張に理由はない。

(2) 申立人の生活の本拠について

ア 申立人が本件選挙の被選挙権を有するかについては、申立人が本件選挙の選挙期日において引き続き愛西市内に3か月以上住所を有していたかにより判断されるものであり、この場合における住所とは前記第3の2のとおり生活の本拠のことである。さらに、「何処がその人の生活の本拠であるかは、主として生活の本拠と認むべき客観的事実の存否によつて決すべきもの（昭和27年10月16日名古屋高等裁判所判決）」とされている。

イ 申立人が現住所地の住居に居住することが可能となったのは、住居の賃貸借契約の内容及び申立人の説明から令和6年12月26日以降であると考えられるが、水道の使用開始が令和7年1月9日、ガスの使用開始が同月10日であることから、現住所地の住居において申立人が居住することができる実体を備えたのは、同日以降であると推測がされ、このことは、「令和7年1月中旬に申立人が挨拶に来た。」という近隣住民の証言とも整合する。

ウ しかしながら、申立人の居住開始から令和7年3月下旬までの間の現住所地における申立人の水道、電気及びガスの使用量については、水道の1人世帯の平均使用量は8.1m³/月（出典：東京都水道局「令和2年度生活用水実態調査」）であること、電気の1人世帯（戸建住宅）の1月使用量は315kwh、3月使用量は262kwh（出典：東京都「家庭の省エネハンドブック（令和7年3月発行）」）であること、LPガスの2人世帯以下の平均使用量は6.5m³/月（出典：石油情報センター「平成18年度プロパンガス消費実態調査」）であることから考えると著しく少なく、特に水道については使用の事実が認められない期間が相当程度あり、食事、入浴、洗顔、トイレの使用、洗濯等の行為が現住所地ではほとんど又は全く行われていないと推測される。水道、電気及びガスの使用量が少ないことについて、申立人は、それを認めた上で、食事は外食が多いこと、台所のガスコンロもカセットコンロで間に合わせたこと、トイレはコンビニ等で済ませたこと、朝に洗顔を行っていなかったこと、入浴、洗濯等は前住所地で行っ

ていたこと、飲み水はミネラルウォーターを利用したなどと述べている。食事、入浴、洗顔、トイレの使用、洗濯等といった日常生活の主要又は中心となる行為について現住所地でほとんど行われていないのであれば、申立人の主張する事情等を考慮したとしても、現住所地を生活の本拠として使用していないといわざるを得ない。ミネラルウォーターについては、申立人から提出された物件により、飲み水として使用するに相当する程度のミネラルウォーターの購入の事実は認められるが、前住所地に配達された当該ミネラルウォーターを現住所地で使用した事実までは確認することができず、通常、その全て又は相当数を現住所地において使用したとは考えられない。なお、カセットコンロについて、使用するために必要なガスボンベの購入を示す物件の提出を求めたが、申立人から物件は提出されておらず、事実として確認することはできない。

エ 申立人は、現住所地での滞在は、愛西市内での政治活動及び前住所地で子らの世話に毎日時間を費やすため、夜間の就寝時及びその前後の短時間であると述べ、特に、令和7年2月は実父の看病でほとんど前住所地に滞在していたという特殊事情があったとする。このことは、前住所地及び現住所地の近隣住民の証言からおおむね事実であると認められ、申立人に対する郵便物等の受取場所が前住所地であること、入浴、洗濯等の行為が前住所地で行われていることからしても不自然な点はない。加えて、申立人は、同年1月15日以降無職であり、収入がない中において、現住所地への転入以降、生活費は配偶者等の援助によっていたと述べており、現住所地において単身で生活するための独立した生活の基盤があったとは考えにくい。以上の事実を総合的に踏まえると、生活の基盤が現住所地と前住所地とで混在する中において、申立人の日常生活の主要な部分のほとんどは前住所地において行われ、日常生活関係の中心は前住所地であったと考えるのが合理的である。

なお、申立人は、実父の看病の期間については特殊事情として考慮するべきとするが、申立人が述べるように実父は介護施設に入所しており、常時、介護が必要であったとは考えにくく、また、前住所地と現住所地とが10キロメートル圏内と近い中において、前住所地において相当程度家族に対するサポートが必要であったとしても、生活の中心が現住所地であるならば、現住所地に帰宅することなく、そのほとんどを前住所地に滞在しなければならないほどの特殊事情とは認められず、生活の中心が前住所地であったことを裏付けるものと考えの方が妥当である。

オ 証言人2名は、申立人の現住所地における生活の実体については分からない

と述べており、申立人の生活の本拠が現住所地であることを裏付ける具体的証言はしておらず、それらの証言人からは申立人の生活の本拠が現住所地にあったと認めることはできない。

カ 現住所地の近隣住民らは、「夜間、照明が点いていると珍しいなと思った」、「申立人をよく見かけるようになったのは令和7年3月下旬以降」と述べている。また、近隣住民の中には、申立人の生活実体を意識して見ていたとした上で、「夜間に自動車が駐車されていることはなかった」、「少なくとも令和7年3月末までは生活の実体はないと思う」と述べている。これらの証言は、申立人の現住所地における水道、電気、ガスの使用量が著しく少ない、又は使用の事実がないことと整合する。

キ 申立人は、日中のほとんどを愛西市での政治活動に費やしている旨を述べており、証言人の証言及び申立人の提出物件からも事実として認められる。しかし、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、日中の政治活動の態様をもって現住所地を生活の本拠としているとはいえない。

ク 申立人は、生活実体を裏付けるものとして日用品、駐車料金に係る領収書等を多数提出しているが、現住所地での居住の実体を示すものとまでは認められないことは本件決定において指摘されているとおりである。

ケ 申立人は、一定の場所で起臥^がすることが居住といえるのかは近年では例外が多く、時代の変遷とともに考え直す必要があるとする。生活の本拠は、前記第3の2(5)のとおり社会通念に照らして判断されるものであって、社会通念は申立人の述べるように時代の変遷とともに変わり得るものである。しかしながら、前述の申立人の生活の実体からして、現在の社会通念において、諸般の事情を考慮した上においても、少なくとも令和7年3月下旬までは、申立人の現住所地は、客観的な生活の本拠たる実体を具備していたとは認められないと考えるのが相当である。

コ 以上によれば、令和7年1月20日から少なくとも同年3月31日までの間において、申立人の生活の本拠は現住所地にあったとは認められないとした本件決定に不合理な点はなく、申立人が本件選挙における被選挙権を有していたと認めることはできない。

(3) 以上のとおりであるので、申立人の本件審査の申立てには理由がない。

よって、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定によって、主文のとおり裁決する。

令和 7 年11月12日

愛知県選挙管理委員会

委員長 加 藤 茂

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から30日以内に、名古屋高等裁判所に訴訟を提起することができる。